

2024 年 7 月 23 日

ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種について

日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会

ヒトパピローマウイルスワクチン(以下、HPV ワクチン)接種を受けていない「平成 9 (1997) 年度生まれ～平成 19 (2007) 年度生まれの女性」と「平成 20 (2008) 年度生まれの女性」は、なるべく早めに HPV ワクチン接種をご検討ください。

HPV ワクチンは、平成 25 (2013) 年 6 月から、積極的な勧奨が一時的に差し控えられていましたが、令和 3 (2021) 年 11 月に、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)での評価により「HPV ワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされたため、令和 4 (2022) 年 4 月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨がおこなわれています。

接種勧奨の一時的な差し控えがあったことから、HPV ワクチンの接種を逃した「平成 9 (1997) 年度生まれ～平成 19 (2007) 年度生まれ(誕生日が平成 9 (1997) 年 4 月 2 日～平成 20 (2008) 年 4 月 1 日)の女性」に対しては、公費によるキャッチアップ接種の機会が提供されていますが、キャッチアップ接種として受けられる期間は令和 7 (2025) 年 3 月末までとなっています。計 3 回の接種が完了するまでに約 6 か月間かかることから、接種を希望される方は、なるべく早めに接種をはじめてください。過去に HPV ワクチンを 1 回または 2 回接種した場合にも、残りの回数をキャッチアップ接種として公費で受けることができます。

また、HPV ワクチン定期接種の対象者は小学校 6 年～高校 1 年相当の女子ですので、現在高校 1 年相当の「平成 20 (2008) 年度生まれの女性」も、定期接種として受けられる期間は令和 7 (2025) 年 3 月末までになります。平成 20 (2008) 年度生まれの女性で接種を希望される方も、なるべく早めに接種をはじめてください。

公費によるキャッチアップ接種や定期接種の機会を逃しても、任意接種として自己負担で HPV ワクチン接種を受けることは可能ですが、2 価ワクチンおよび 4 価ワクチンでは 3 回接種で 4～5 万円、9 価ワクチンでは 3 回接種で 8～10 万円、2 回接種で 5～7 万円の接種費用がかかりますので、接種の希望がある方はこの接種機会を逃さないでください。

なお、令和 6 (2024) 年 9 月末までに開始すれば計 3 回の接種が可能です。体調がすぐれない中、無理をして接種することにならないよう、ワクチン接種を希望される場合には、早めに医療機関に相談し、余裕をもった接種スケジュールを組んでいただくことをお勧めします。また、ワクチン接種後に体調がすぐれないなどの変化が認められた場合には、接種を行った医師やかかりつけの医師にご相談ください。